

登録番号*	鳥取県 048	氏名又は名称*	加納喜可
作成日*	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表9 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)

一般的事項

- \* (○) 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- \* (○) 海中転落のおそれがある作業をする場合は、救命胴衣等を着用します。
- \* (○) 12歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。
- \* (○) 気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣等を着用させます。
- \* (○) その他 ( )

船釣りをする場合

- ( ) 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。
- ( ) 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。
- ( ) 船長以外に適切に見張りできる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。

磯等渡しをする場合

- \* ( ) 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- \* ( ) 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

上記以外(観光定置、観光底びき等)をする場合

- \* ( ) 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。